

2020年4月

## 新型コロナウイルスに関するオーストラリア政府補助金の概要及び申請方法

これまでのニュースレターでも新型コロナウイルスに関する各種救済措置等について紹介してまいりましたが、今回はそのうち企業に対して支給されるオーストラリア政府からの補助金について、その概要、受給要件及び申請方法について主な内容をまとめています。

### 1. 雇用主へのキャッシュフロー支援 Boosting Cash Flow for Employers

補助金概要	従業員源泉税の100% ① 2020年3月～6月分 10,000～50,000ドル ② 2020年7月～9月分 10,000～50,000ドル 合計 <b>20,000～100,000ドル</b>
受給要件	売上5,000万ドル未満
申請方法	BAS申告時に対象金額が自動的にクレジットされる

### 2. 雇用維持支援 JobKeeper Payment

補助金概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員1人につき隔週1,500ドルを支給</li> <li>支給期間は2020年3月30日～9月27日</li> <li>2020年5月第1週より支給開始</li> <li>給料が隔週1,500ドル以上 → 会社が受け取り給料負担に充当</li> <li>給料が隔週1,500ドル未満 → 1,500ドルになるよう従業員に支給</li> </ul>
受給要件	<p>【雇用主】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年3月1日時点でオーストラリアで事業を行っている</li> <li>売上が減少している(※)             <ul style="list-style-type: none"> <li>売上10億ドル未満 → 前年同期比売上30%減</li> <li>売上10億ドル以上 → 前年同期比売上50%減</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 月次で比較する場合は3月～9月のいずれかの月、四半期で比較する場合は4～6月または7～9月のいずれかの四半期(月次か四半期かの選択にあたってはBASの報告期間と合わせる必要なし)</p> <p>※ 上記要件(Basic test)を満たさない場合でも、前年度以降に事業開始や買収があった場合などは別途要件(Alternative test)による救済あり</p>

	<p>【従業員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年3月1日時点で在籍している従業員（Casual 従業員の場合は、12ヶ月間以上定期的に雇用されていた必要あり）</li> <li><b>オーストラリア国民及び永住者等</b></li> </ul>
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月分及び5月分の登録申請は<b>5月31日まで</b></li> <li>ATOの <b>Business Portal</b> よりログインし必要事項（※）を入力             <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 売上が減少した月、売上の減少が要件（上述）を満たしているか、対象従業員数、入金を受ける銀行口座番号など</li> </ul> </li> <li>補助金の請求までに<b>全対象従業員に通知</b>し合意を得る（※）             <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 雛型（下記リンク）が用意されているが使用は任意（ただし、記載必須項目あり）。ATOへの提出は不要。</li> </ul> </li> </ul> <p><a href="https://www.ato.gov.au/assets/0/104/300/362/004e4999-5aee-480a-a38e-a668d9078aa0.pdf">https://www.ato.gov.au/assets/0/104/300/362/004e4999-5aee-480a-a38e-a668d9078aa0.pdf</a></p>

### 3. ビクトリア州ビジネス支援補助金 Assistance for Victorian small businesses

補助金概要	1社につき <b>10,000ドル</b> を支給
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員を雇用している</li> <li>Deputy Chief Health Officer 公表の Restricted Activity Directions(*1)により<b>閉鎖の対象になっているか影響を強く受けている</b>（例）レストラン、映画館、ジム、ホテルなど</li> <li>売上が75,000ドル超</li> <li>給与が650,000ドル未満</li> <li>2020年3月16日時点から現在までABNを保有している</li> <li>2020年3月16日までビクトリア州で事業を行っている</li> <li>資金使途に制限あり</li> </ul>
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請期間は2020年3月30日～<b>6月1日</b></li> <li>オンラインで申請書を提出(*2)</li> <li>直近のBASその他補足資料を提出</li> <li>申請書の全ての質問に回答し、必要書類を添付</li> </ul>

(\*1)<https://www.dhhs.vic.gov.au/sites/default/files/documents/202004/state-emergency-directions-restricted-activity-directions-No5-signed-24-04-2020.pdf>

(\*2)<https://businessvic.secure.force.com/PublicForm?id=bsf2020#no-back-button>

お問い合わせ先

**Fair Consulting Australia Pty Ltd.**

Level 31 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

Web : <https://www.faircongrp.com/>



**讃岐 修治**

オーストラリア国公認会計士

E-Mail : [sh.sanuki@faircongrp.com](mailto:sh.sanuki@faircongrp.com)



**鳥居 裕司**

日本国公認会計士/米国公認会計士

E-Mail : [hi.torii@faircongrp.com](mailto:hi.torii@faircongrp.com)

「FCG オーストラリア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。